

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

<基本的考え方>

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要である。

こうした観点から、子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開を推進するとともに、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を推進する。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
食育に関心を持っている国民の割合	71.7% (平成 21 年)	90%以上 (平成 27 年度)
妊娠・出産について満足している者の割合	92.6% (平成 21 年度)	100% (平成 26 年)
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	78.1% (平成 20 年度)	100% (平成 26 年度)
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	41.2% (平成 21 年度)	100% (平成 26 年)
出生 1 万人当たり NICU (新生児集中治療管理室) 病床数	21.2 床 (平成 20 年度)	25~30 床 (平成 26 年度)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342 地区 (平成 20 年度)	全小児救急医療圏 (平成 26 年度)
不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合	①不妊カウンセラー 専従 15.3% 兼任 47.4% ②不妊コーディネーター 専従 11.8% 兼任 47.5% (平成 21 年度)	100% (平成 26 年)
不妊専門相談センター	61 都道府県市 (平成 22 年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成 26 年度)
妊娠中の喫煙・飲酒	①喫煙率 5.5%、4.4%、4.9% (3~4 か月、1 歳 6 か月、 3 歳児健診時の結果) ②飲酒率 7.6%、7.5%、8.1% (3~4 か月、1 歳 6 か月、 3 歳児健診時の結果) (平成 21 年度)	なくす (平成 26 年)
子宮がん検診、乳がん検診受診率	子宮がん：21.3% 乳がん：20.3% (平成 19 年)	子宮がん：50%以上 乳がん：50%以上 (平成 23 年度末)
成人の週 1 回以上スポーツ実施率	45.3% (平成 21 年)	65%程度 (できる限り早期)

1 生涯を通じた男女の健康の保持増進

施策の基本的方向	
<p>男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立する。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう総合的な対策を推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 健康寿命の更なる延伸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界一の健康長寿国の我が国としては、男女の生涯を通じた健康の管理・保持増進のための施策の推進により、健康寿命の更なる延伸を図る。 	厚生労働省
<p>イ 地域における医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な医療提供体制の整備を進める。 	厚生労働省
<p>ウ 生涯を通じた健康の保持増進のための健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康の保持増進のため、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等を推進する。 ・生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を学校はもちろん、家庭や地域においても積極的に推進する。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることにも留意する。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。 	厚生労働省 文部科学省
<p>エ 女性の健康づくり支援</p> <p>①女性の健康保持のための事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について、安心して相談できる体制を整備する等、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。 ・女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。 ・女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る視点から、保健所、市町村保健センター等において母子保健医療に携わる医師、保健師、助産師、看護師等に対する研修等の充実を図る。 <p>②成年期、高齢期における女性の健康づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が元気に活動している姿は健全な社会の象徴である。平均寿命が男性よりも長い女性が、人生を、寝たきりにならず健康に過ごすため、更年期障害の軽減、成年期、高齢期の肥満の予防等を重点とした健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進するほか、老後における健康保持のため健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導といった保健事業の推進を図る。 	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省

オ 男性の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の方が肥満者の割合が高く、喫煙飲酒する者の割合も高い。また、精神面で孤立しやすい。さらに、30歳代、40歳代を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況にある。こうした中で、男性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。 	厚生労働省
カ 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されている。こうした中、男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進する。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意する。 	内閣府、厚生労働省
キ 科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施策の実施状況及び社会情勢の変化等に応じて、男女の健康保持に関する施策の充実のための総合的な検討を行う。 	厚生労働省

2 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の基本的方向	
<p>妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実するとともに、仕事と生活の調和の確立など支援を受けやすい環境整備を進める。特に、周産期医療体制の確保、不妊に悩む男女への対策を推進する。また、性に関する商業的、不正確な情報が氾濫する中にあることは、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取ることが必要である。このため、家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。さらに、性と生殖に関して健康であることの重要性について、国民への正確な情報提供等に努める。</p>	
具体的施策	担当府省
ア 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健診の公費負担や出産育児一時金などにより、経済的負担の軽減を図る。 	厚生労働省
イ 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実 <p>①妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療支援等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。 ・妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等での相談援助体制の整備を図る。 	厚生労働省 厚生労働省

<ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児の推進に取り組む自治体の取組等の紹介などにより、母乳育児の普及に努める。また、母乳育児普及率の調査を行う。また、母乳育児が困難な場合にも配慮して、人工栄養による健全な育児を支援する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対するやさしい環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。 	厚生労働省
<p>②周産期医療等の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等への支援（新生児集中治療管理室（NICU）の整備等）、周産期医療に携わる医師・助産師等の養成・確保、救急搬送受入体制の確保を図る。 	文部科学省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・「妊娠と薬情報センター」（独立行政法人国立成育医療研究センターに設置）において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積し、服薬相談や医薬品添付文書の改訂に活用する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間も含め、小児救急患者の受け入れができる体制を整備する。子どもについては、親の保険料の滞納状況に関わらず、一定の窓口負担で医療にかかれるようにする。 	厚生労働省
<p>ウ 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・医学的には高齢になると妊娠・出産に関するリスクが高まること等、妊娠・出産に関する情報提供を行う。 	内閣府、文部科学省、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を充実する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・男女を問わず、不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療における安全管理のための体制の確保が図られるようにする。 	厚生労働省
<p>エ 不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和を推進することなどにより、不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備を進める。 	内閣府、関係府省
<p>オ 人工妊娠中絶の心身への影響についての知識等の普及</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図る。 	文部科学省、厚生労働省

カ 性に関する指導の実施と科学的な知識の普及	文部科学省
①学校における適切な性に関する指導の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。 	
②保健所における健康相談等	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の人工妊娠中絶やH I V感染症を含む性感染症問題に対応するため、保健所において健康相談、電話相談等を行うことにより、人間としてそれぞれの性を尊重すること等正しい理解の推進と性に関する科学的な知識の普及を図る。 	
キ 人工妊娠中絶・生殖補助医療について	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進展や科学技術の進歩等の中で、人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度等の在り方について、多様な国民の意見を踏まえ、検討が行われる必要があり、その議論に資するよう、必要に応じ実態の把握等を行う。 	

3 健康をおびやかす問題についての対策の推進

(1) H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

施策の基本的方向	
H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。	
具体的施策	担当府省
ア 予防から治療までの総合的な対策の推進	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・検査・相談体制を充実する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発を推進する。 	厚生労働省
イ 学校におけるH I V／エイズ、性感染症に関する教育の推進	文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、H I V／エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。 	

(2) 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

施策の基本的方向	
<p>薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、対策の強化を図る。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等の対策を推進する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図っていく。 未成年者や20歳代の若年層による覚せい剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。 	<p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>イ 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカー等を活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。 関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を形成する。 	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p>
<p>ウ 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>エ 受動喫煙の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。 	<p>厚生労働省</p>

4 性差に応じた健康支援の推進

施策の基本的方向
<p>疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要である。このため、性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進める。</p>

具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 男女の精神的・身体的性差や生活習慣の差等を踏まえた医療に関する調査・研究を充実する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けられることが必要であり、医師、医療関係者及び国民に性差医療等についての知識の普及を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 健康や医療サービス提供に関する男女別データの収集を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、自殺予防等心身の健康維持の支援を進める。 	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）や生活習慣病の予防施策等を進める。特に、女性のがん罹患率の第一位である乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図る。また、死亡率減少効果のあるがん検診を推進するため、マンモグラフィの緊急整備や撮影技師及び読影医師の育成を図る。さらに、高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた普及啓発を一層推進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 子宮がん検診、乳がん検診受診者数を増やす。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラム（運動・食事）を受けられる仕組みづくりに向けて、生活習慣病等の戦略的介入研究や介護予防プログラム（転倒骨折予防など）の研究開発を推進する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 性差を視野に入れた薬物・タバコ・アルコール依存者の治療とリハビリテーションの推進を図る。特に、女性依存者を対象とする民間支援団体の支援を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 男性に喫煙、飲酒の習慣が多いことを踏まえつつ、生活習慣改善を図るため、禁煙やアルコール依存の解消に関する健康相談・健康教室等の機会の一層の充実を行う。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査・特定保健指導について、事業の評価に当たってはニーズや効果に関する男女別の評価を行うことにより、きめ細かな施策の推進が図られるよう努める。 	厚生労働省

5 医療分野における女性の参画の拡大

施策の基本的方向	
<p>女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するため、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画の拡大を図る。例えば、医師国家試験合格者の3割以上を女性が占めており、医師の質の向上、国民の健康の保持増進を図るためにも、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい条件整備が必要であり、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保、就業継続・再就業支援などを進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 医療関係者の仕事と生活の調和の確保、就業継続、再就業支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 医療現場に多様な視点を導入し、仕事と生活の調和を図りやすい勤務環境を実現するため、各医療機関や関係団体に対し、意思決定過程の場への女性医療関係者の積極的な登用を働きかける。 	内閣府、厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保を進める。また、保育所の充実、メンター制度等、継続就業、離職後の復帰支援を支援する。 	厚生労働省

イ 女性医師が能力を発揮しやすい条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ・正規短時間勤務医制度の普及や交代勤務制の導入の推進を促進する等、各医療機関における勤務態勢の見直しを推進し、医師の仕事と生活の両立支援に関する取組を促進する。 ・開業医との役割分担・連携強化や医療クラーク（医療事務補助員）の導入促進等を通じ、医師の過剰な業務負担を軽減する。 ・病院内保育所運営事業、事業所内託児施設への助成制度等の活用を通じ、育児中の医師のニーズにきめ細かく対応する病院内保育所の更なる充実等を推進する。 ・女性医師の継続的就業についての優れた取組事例の普及、先輩の女性医師がメンターとして継続就業について悩む若い女性医師の相談に応じることができるよう、病院内の体制の整備を支援するとともに、その社会的責任の大きさにも鑑み、学生時代からのキャリア教育や若手女性医師の生涯キャリア形成のための研修等の充実を通じ、継続的な就業の支援を行う。 ・女性医師の復帰後の勤務形態や状況に応じた、きめ細かな研修の実施等、女性医師の復帰支援を推進する。また、女性医師バンクの体制強化により相談体制を充実強化するとともに、女性医師の復帰支援についての優れた取組事例の普及等により、女性医師の就労を支援し、医師の人材確保に努める。 ・今後の施策に資するため、関係団体の協力の下、女性医師の勤務形態、出産・育児、介護等を理由とする退職等、女性医師を取り巻く状況につき、全国的にきめ細かな調査・分析を行い、実態把握に努める。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
ウ 医療従事者全体の更なる専門性の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム医療の推進等により、医療の効率性の向上による医療従事者の負担軽減等を通じて、多種多様な医療従事者が相互の連携の下で各々の専門性を発揮できる環境整備を進める。 ・医師不足の深刻な産科に関して助産師を一層活用するため、院内助産所・助産師外来の積極的活用を図るとともに、助産所と医療機関との連携、研修の充実等を推進する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

施策の基本的方向	
<p>男女が自らスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。また、スポーツ団体における女性の参画拡大を図る。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進するなど、地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備する。 ・男女を問わず、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。 ・スポーツ団体において男女を問わずスポーツ指導者を育成することや、新たに策定するスポーツ団体の組織運営に関するガイドラインに基づき、スポーツ団体の実態を踏まえた女性の団体役員等への積極的な登用を推進する。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が自分の体力の現状を把握できる体力測定の仕組み（体力検定制度）を創設するとともに、高齢者が日常生活において手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを開発し、そのプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を実施する。 	<p>文部科学省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチングなどの研究開発を実施する。 	<p>文部科学省</p>